

「先進医療」とは…

保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度です。先進医療部分は全額患者の自己負担となります。

先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があります。実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となります。

○助成対象となる先進医療

医療費助成の対象となる先進医療	※令和7年6月現在
(1) 子宮内膜刺激胚移植法 (SEET法)	
(2) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	
(3) 子宮内膜擦過術 (子宮内膜スクラッチ)	
(4) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)	
(5) 子宮内膜受容能検査 (ERA, ERPeak)	
(6) 子宮内細菌叢検査 (EMMA, ALICE)	
(7) 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別 (IMSI)	
(8) 二段階胚移植法	
(9) 子宮内細菌叢検査 (子宮内フローラ)	
(10) タクロリムス投与療法	
(11) 膜構造を用いた生理学的精子選択術 (マイクロ流体技術を用いた精子選別)	
(12) 着床前胚異数性検査 (PGT-A)	

※令和7年6月時点で先進医療として告示されている治療になります。

最新の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

助成対象となる自由診療について

体外受精及び顕微授精において、下記表AからFに相当する治療と併せて、先進医療会議で審議中の技術等を受けたことにより、当該治療費が全額自己負担になるものになります。

※ 日本婦人科学会に登録している施設で治療を受けた場合に限りです。

※ 以下の場合についても、助成の対象となります。

- ・先進医療として認められている技術による治療を行ったが、治療回数が保険適用される上限回数を超えていたことにより、全額自己負担となった場合
- ・先進医療として認められている技術による治療を行ったが、厚生労働大臣への届出等を行っていない医療機関であったことにより全額自己負担となった場合

○体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												助成対象
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												

備考 Bの治療については、採卵・受精後、1周期から3周期までの間隔を空けて、母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。